平成２５年（フ）第１３１号
北海道小樽市松ケ枝１丁目37番２号　豊マンション102号
債務者　大下　洋一
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第６５１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目21番20―202号
債務者　佐藤　久明
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７１４号
仙台市青葉区落合５丁目２番38号
債務者　荒井　茂昭
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７６１号
仙台市太白区山田本町15番２号
債務者　廣瀬　綾子（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
秋田県山本郡三種町浜田字大平10番地　新八竜住宅１－８号
債務者　鎌田　夏子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第４５号
秋田県仙北市角館町小勝田下川原２番地12
債務者　齊藤　利彦
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第７７号
茨城県鹿嶋市大字下津295番地７
債務者　高橋　健司
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第８０号
茨城県鹿嶋市大字粟生2229番地６
債務者　吉川　哲弘
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第１０３７号
千葉県市原市本郷49番地３
債務者　小倉　妙子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６５号
千葉県市原市馬立2014番地17
債務者　遠藤　　健
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７５号
千葉市美浜区真砂５丁目16番６棟204号
債務者　百々　博子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７８号
千葉県浦安市北栄４丁目５番20―603号　ローズガーデン浦安六番館
債務者　波田野光一
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８６号
千葉県市川市南行徳４丁目20番22号　グリーンフォレスト壱番館102号
債務者　小泉　政行
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９１号
千葉市美浜区高洲２丁目３番９棟201号、申立時の住所千葉市美浜区幸町２丁目８番11棟204号
債務者　大谷　治代
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９２号
千葉市美浜区高洲２丁目３番９棟201号、申立時の住所千葉市美浜区幸町２丁目８番11棟204号
債務者　大谷　一夫
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４５７号
新潟市中央区沼垂東２丁目５番15号　カクモリ荘
債務者　結城由紀江
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７１号
新潟市中央区上近江２丁目16番17号　ケンハウスⅡ203号
債務者　長根　忠昭
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７６号
新潟市中央区女池北１丁目15番２号
債務者　岡田よ志い
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
新潟地方裁判所民事部